

## 解説

# グローバル会計基準に関する SECスタッフの作業計画進捗報告書

公認会計士 こしま かずみ  
児嶋 和美

## 1 はじめに

2010年2月、米国証券取引委員会 (SEC) は、グローバルな会計基準の検討状況に関する声明を公表し、2011年に国際財務報告基準 (IFRS) を米国の財務報告システムに組み込むかどうかを決定すると発表した。本声明において、SECスタッフ (以下「スタッフ」という。) は、SECの指示の下、IFRSを米国の財務報告システムに組み込むことの影響を評価するために必要となる情報をSECに提供する目的で、作業計画を策定・実行し、定期的に進捗状況を報告するということが述べられており、作業計画は、声明と同時に公表された<sup>1</sup>。2010年10月29日、その最初の進捗報告書が公表された<sup>2</sup>。本稿では、本報告書の内容について紹介する。

本報告書では、次の6つの重要な分野について、①評価する構成要素の内容、②スタッフが具体的にどのような方法で情報収集・分析を行っているか又は今後行っていくか、の2点を中心に説明され<sup>3</sup>、スタッフの予備的所見が述べられているものもある。

- ・ 米国内の報告システムに対して、IFRSの開発及び適用が十分かどうか
- ・ 投資家の便益のための基準設定の独立性
- ・ IFRSに関する投資家の理解と教育
- ・ 会計基準の変更により影響を受ける可能性のある米国の規制環境の検証
- ・ 大規模・小規模双方の発行体への影響。会計システムの変更、契約条項の変更、コーポレート・ガバナンスの検討、及び訴訟による偶発債務を含む
- ・ 人材の準備状況

このうち、最初の2要素は、IFRS導入のSECによる決定に最も関連があるものであり、残りの4要素は、IFRS導入が決まった場合に、効果的にIFRSを導入するのに必要であろう変更の範囲、時期及びその方法を、スタッフがよりよく評価するための検討事項に関係する。

## 2 米国内の報告システムに対するIFRSの十分な開発及び適用

作業計画では、①IFRSが包括的であること、②IFRSの監査可能性及び

規制可能性、③国内外のIFRS財務諸表の比較可能性、の3つの構成要素を挙げ、それらを検討することで、IFRSが単一のグローバルな会計基準として十分に開発され、適用されているかを評価するとしている。

スタッフは、①国際会計基準審議会 (IASB) の公表するIFRS、及び②実際に適用されているIFRS、のそれぞれを分析することで上記3つの構成要素を検討している。まず、前者については、IFRSと米国会計基準の比較を行うが、これは、特にIASB及び米国財務会計基準審議会 (FASB) のMoUプロジェクトに影響を受けない分野に焦点を置くとしている。MoUプロジェクトについては、IASB及びFASBの審議状況の注視、公開草案の検討、関係者のコメント・レターの検討等を通じて、別途、その進展状況を評価する。後者の実際に適用されているIFRSについては、関係者との意見交換、他国の規制当局の経験に関する調査、IFRS財務諸表の調査等を通じて検討を行う。

### (1) IFRSの包括性

IFRSが包括的かどうかに関しては、米国会計基準とIFRSとの比較に基づいて評価される。この目的は、

IFRSを組み込むことによってガイダンスが増加又は減少する程度、ガイダンスの量の違いが財務報告を改善する程度などを把握することである。さらに、関係者や米国外の規制当局との情報交換を通じて、実際にIFRSの解釈<sup>4</sup>が公表されている分野を識別し、そのような解釈等が公表される理由を把握する。また、細かい規則のない基準が開示の改善につながるか、ガイダンスを追加した方が著しい改善につながると思われる分野、これらの分野において、具体的なガイダンスのないことによる結果の状況、投資家・作成者・監査人は現在そのような状況にどのように対応しているか、といった点に関して関係者の見方の理解に努めている。

## (2) 監査可能性及び規制可能性

監査可能性及び規制可能性については、①IFRS財務諸表の監査及び執行における監査上及び規制上の困難な課題、②誤謬の訂正や会計関連の執行措置における傾向、③監査人や規制当局が実際にこれらの困難な課題にどのように対処しているか、の3点の分析が行われる。①については、関係者や米国外の規制当局との意見交換や、米国外の発行体が提出したIFRS財務諸表の調査を通じて、例えば、監査人や規制当局が、作成者に、ある取引に対し、ある会計処理をするよう求めることに困難を感じている分野があるか、また、あるとすればそれはなぜかを理解する。②については、例えば、米国会計基準における財務報告関連の執行事例が、細かいガイダンスの量に依拠している程度を評価し、会計基準そのものがSECの執行活動に重要な役割を果たしているのかどうかを判断する。③については、監査人や規

制当局がIFRSの解釈を作成している程度や、IFRSの改善の必要性を検討する。さらに、IFRSや米国会計基準が個別の要求事項を欠いている場合に、適切な監査手続を決定するためのプロセスや、監査基準に変更の必要がある場合にはその程度などについて、監査人から情報を得る予定である。

## (3) 国内外の比較可能性

IFRSの使用が実際に比較可能性を促進する程度を分析するために、スタッフは、次の5つのことを実施している。

- ① 米国においてIFRSを財務報告システムに組み込む方法を洗い出し、他国がどのように主権の問題に対処しているかを分析し、それらの方法がグローバルな比較可能性に与えている影響を評価するために、米国外においてIFRSをそれらの国の財務報告システムにどのように組み込んでいるかを評価する。
- ② スタッフによるIFRS財務諸表の調査と米国外の規制当局の所見の調査を通じて、IFRSへの準拠状況と国内外の比較可能性の傾向を把握する。
- ③ 産業グループ、監査人、国内基準設定主体、規制当局がIFRSのガイダンスを公表している分野の調査を活用して（上記2.(1)参照）、IFRS財務諸表の国際的な比較可能性がそれらのガイダンスにより促進又は損なわれている程度を判断する。
- ④ 米国外の規制当局との意見交換、監査事務所とのインタビュー、スタッフ自身の経験の蓄積を通じて、比較可能性を促進するための監査プロセスや規制プロセスの有効性を評価する。

- ⑤ 公表文書等の調査、コメント・レター、インタビュー等を通じて、財務諸表の比較可能性が最も重要な分野に関する関係者の見方を理解する。

各構成要素に対するスタッフの作業内容とその目的に関する説明の後、予備的所見が述べられている。その主な内容は、既にIFRSを適用している国におけるIFRSの財務報告システムへの組み込み方法の例（中国、欧州、豪）の紹介である。さらに、もしIFRSを米国の財務報告システムに組み込むと決定した場合に、FASBの役割をどうするかを検討に役立てるため、既にIFRSを適用している国における国内基準設定主体の役割についても紹介されている。

## 3 投資家の便益のための独立した基準設定

IFRSが単一のグローバルな会計基準たるために、IASBが十分独立しているかどうかを判断するため、スタッフは、次の4点を検討する。①IFRS財団の監督、②IFRS財団及びIASBのメンバー構成、③IFRS財団の資金調達、④IASBの基準設定プロセス。

### (1) IFRS財団の監督並びにIFRS財団及びIASBのメンバー構成

2010年7月に、IFRS財団を監視するモニタリング・ボードが、ガバナンスの枠組みの再検討を開始し、そのために作業グループを設置すると発表した。この再検討は、2010年末を目処に完了する予定であるため、スタッフはこの分野の作業の多くを2011年初めに実施する予定である。この分野の検討は、主に、既存のガバナンスに関する文書や、会議資料などの検討、公表物等の調査を通じ

た関係者のモニタリング・ボードに対する見方の検討が中心となる。IFRS財団の監督に関しては、モニタリング・ボードの役割が継続して基準設定の独立性を支援していくかが、評価の特に重要な点とされている。

## (2) IFRS財団の資金調達

作業計画では、①IFRS財団の資金の源泉がIASBの独立性を促進する程度、②米国からの資金調達のメカニズムの2点をスタッフは検討するとされている。この検討のために、スタッフは、主に、公表された文書の検討や、関係者との意見交換、米国外の規制当局との意見交換を行い、トラस्टィの資金調達に係る4つの原則<sup>5</sup>の評価、現在及び変更が予定されている場合には、変更後の他国の資金調達の状況の評価、米国からの資金調達メカニズムのあり方の検討を行っている。

資金調達に関しては、スタッフの予備的所見が示されている。まず、現在のIFRS財団の資金調達モデルと資金調達の現状が、IFRS財団の2009年年次報告書を基に説明されているが、現在のコミットメントでは、2010年度に運営赤字となること、国際会計事務所からの拠出が総額の3分の1を占めること、31か国しか拠出しておらず、IFRSを何らかの形で利用している国の4分の3が全く資金拠出をしていないこと等が取り上げられている。反対に、正式にIFRSを財務報告システムに取り入れていない米国と日本が、最大の資金提供国となっていることも述べられている。このほか、他国の資金拠出のアプローチ及びFASBの資金調達に関する説明の後、これらを参考に、米国からIFRS財団への資金拠出メカニズムについて、継続して検討する

旨が述べられている。

## (3) IASBの基準設定プロセス

IASBの基準設定プロセスについては、①投資家が多く関与しているか、②緊急の問題を、デュー・プロセスを損なうことなく適時に解決する能力、③客観性の3点について検討するとされている。各々について、スタッフは、IASBの方針及び手続とその遵守状況の検討を行っている。また、上記(1)及び(2)と同様に、公表された報告書や文書の調査を通じて、関係者の見方を分析することも予定されている。さらに、コメント・レターや円卓会議で示された投資家の見解と、最近の基準設定の結果とを比較し、投資家の見解と結果に違いがあるか、ある場合にはそれが正当化されるか等の評価も行われる。IFRS解釈指針委員会の機能も、ここで検討される。

## 4 IFRSに関する投資家の理解及び教育

投資家がIFRSで報告された結果を理解し、その基礎に信頼を持てなければ、単一の会計基準の投資家に対する便益は実現しないことから、IFRSを財務報告システムに組み込む検討には、投資家のIFRSに関する理解と教育の評価が必要である。このためにスタッフは、次の3つの構成要素を現在、調査・分析中である。①米国投資家のIFRSに関する現在の知識及びIFRSを組み込むことに対する準備状況の理解を得る、②会計基準の変更について投資家がどのように自らを教育しているか、及びその適時性に関する情報を収集する、③IFRSの理解及び関連する教育プロセスを改善するための変更の程度、ロジスティックス及び必要とされる

時間などを検討する。さらに、2010年8月には、スタッフの分析の補助として意見募集も行った。コメント期限が2010年10月18日であったことから、現在、スタッフはコメントの分析中である。

## 5 規制環境

SEC以外の規制当局も、規制上の報告の基礎として米国会計基準に依拠していることから、IFRSへ移行した場合の影響を検討する必要がある。したがって、スタッフは、①SECがその使命を果たす方法、②産業の規制当局、③連邦税及び州税への影響、④監査規制及び基準設定、⑤ブローカー・ディーラー及び投資会社の報告、⑥公開企業及び非公開企業の6点について評価を行うとしている。

スタッフは、影響を受けるさまざまな関係者と意見交換を開始しており、既に次のことが一貫した懸念として浮かび上がっている。米国の法令、契約文書、規則やガイドラインなどでは圧倒的に「米国会計基準」という言葉が使われており、このため、IFRSを組み込む方法がこのほか重要であり、関係者の必要とされる作業量がそれで異なってくる。他方、他の規制当局との議論では、単一のグローバルな会計基準には利点があることも認識されており、特に、米国外の規制当局とのやり取りがより円滑・簡易になると認識されている。

SEC以外の規制当局の懸念事項としてほかに挙げられているものは、①もし、規制対象の企業の一部がIFRSを使用し、その他の企業が別の会計基準を使用となった場合の内部プロセスやシステムの変更に



係るコスト、②基準設定プロセスに対する影響力の減少、③IFRSにおける産業別ガイダンスの欠如等である。

## 6 発行体に対する影響

発行体に対する影響においては、①会計システム、統制、及び手続、②契約、③コーポレート・ガバナンスの3つの分野において、発行体が行う必要がある変更の規模とロジスティクスについて分析としている。また、IFRSに従った訴訟の偶発債務に関する会計が米国の訴訟環境において発行体に与える影響、及び発行体の規模の違いで与える影響に差異があるかどうかの検討も行われる。

①の会計システム、統制、及び手続に関しては、スタッフが「2. 米国内の報告システムに対するIFRSの十分な開発及び適用」で述べたMoU項目以外のIFRSと米国会計基準との比較を終えた後に、評価を実施している。これまでの発行体との議論によると、スタッフは、各々の企業に適用される会計の規定が米国会計基準からIFRSに変わること、どの程度異なるのかといった点や、その違いが内部プロセスに与える影響は、発行体によって大きく異なるということであり、今後、スタッフの理解をより深めるために、コメント募集を行う予定であることが述べられている。

②の契約及び③コーポレート・ガバナンスについては、スタッフは、2010年8月に意見募集を行っている。コメント期限が2010年10月18日であったことから、現在、スタッフはコメントの分析中である。

## 7 人材の準備状況

人材の準備状況については、①教育及び研修、②監査人の能力の2点を評価するとされている。人材の準備状況の評価は、作業計画の進捗がもっと進んだところで行われるのがより効果的とスタッフは考えており、①においては、さまざまな市場参加者の現在のIFRSの理解状況やIFRS研修の現在のレベル、会計基準の変更を識別・組み込むために市場参加者が採っている既存のプロセス、当該プロセスがIFRSにおいても活用できるかどうか等を分析・検討・評価する予定である。②については、特に、事務所の品質管理システムにどのようにIFRSを組み込んでいるかを理解することが、重要な評価項目とされている。

## 8 おわりに

最初の進捗報告書であるため、SECの評価手法の説明が中心であるが、今後調査が進み、その結果公表される報告書から得られる情報やスタッフの所見は、日本でIFRSを導入するに当たり参考になるものが少なくないと思われる。したがって、今後公表される報告書には、これまで以上に注目していく必要がある。

### 〈注〉

- 1 2010年2月公表のSEC声明の詳細については、「グローバルな会計基準に関する米国SECの声明」川西安喜（会計・監査ジャーナル2010年5月号）参照。原文は、次のウェブサイトで入手可能。<http://www.sec.gov/rules/other/2010/>

33-9109.pdf

- 2 原文は、次のウェブサイトで入手可能。<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/workplanprogress102910.pdf>
- 3 2010年2月に公表された作業計画には、既に6つの分野とその構成要素、作業項目が挙げられている。原文は、次のウェブサイトで入手可能。<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/globalaccountingstandards.pdf>
- 4 本進捗報告書の中で、「interpretations of IFRS」及び「interpretative IFRS guidance」という表現が使われているが、これは、IASB以外の組織から公表されたガイダンスを指すとされているので留意。
- 5 広範囲、強制的、開かれた、各国固有の4つの原則が、2006年にトラスティにより合意されている。